

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第6次）の早期支給申請受付開始について

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第6次）の一部を要請期間終了前に支給いたします。

つきましては、申請受付を以下のとおり開始します。

記

1 受付期間

令和3年8月6日（金曜日）から同年8月20日（金曜日）まで（当日消印有効）

2 申請要件

- ・第6次協力金の対象である令和3年8月2日（月曜日）から同年8月31日（火曜日）の全ての期間において、県の要請に応じること
- ・売上高方式による申請者であること
- ・過去に第3次協力金（令和3年4月28日（水曜日）から同年5月11日（火曜日））又は第4次協力金（令和3年5月12日（水曜日）から同年6月13日（日曜日））の受給実績があること

3 支給金額

1日あたりの支給額の下限額×時短要請期間のうち3週間分（21日分）を支給

- ・金沢市内の店舗

（8/2時点でいしかわ新型コロナ対策認証取得済み店舗）

84万円（4万円×21日分）

（認証申請中を含むその他店舗） 63万円（3万円×21日分）

- ・白山市・野々市市内の店舗 52.5万円（2.5万円×21日分）

4 受付方法

（1）申請書類を次の宛先に簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送

【宛先】〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45

ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第6次）

早期支給申請受付係 宛

（2）WEB申請（8月13日から受付開始）

※感染拡大防止のため、持参による申請はできません。

5 申請に必要な書類等の入手方法

8月6日以降、県ホームページからダウンロードできるほか、県商工労働部経営支援課、金沢市、白山市、野々市市、商工会議所（金沢・白山）・商工会（森本・美川・鶴来・白山・野々市市）の所定の窓口でも配布

※石川県ホームページ「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第6次）について」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin6.html>

6 問合せ先

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)コールセンター
(石川県事業者支援ワンストップコールセンター)

(電話番号) 076-225-1920

(受付時間) 9時から18時まで(土、日、祝祭日も開設)

7 参考 R3.8.2(月)~R3.8.31(火) の要請内容

・営業時間の短縮

金沢市	午後8時までの時短営業(営業開始は午前5時以降)
白山市・野々市市	午後9時までの時短営業(営業開始は午前5時以降)

・酒類提供

金沢市	酒類提供の終日自粛
白山市・野々市市	酒類提供は午後8時まで

・カラオケ設備の利用

終日自粛(金沢市内のみ)

以上